第30回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成 27 年 12 月 14 日 (月) 午後 1 時~ 泉区役所 4 D会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 第五次地区 新町界・町名案の地元説明会結果報告について
 - (2) 第五次地区 基礎調査開始のお知らせチラシについて
 - (3) 第五次地区 住居表示実施に向けたスケジュールについて
 - (4) 第六次地区 事前現地調査の報告について
 - (5) 次回検討委員会について
- 4 閉会

第五次地区新町界・町名案の地元説明会結果報告について

1 開催報告

平成 27 年 11 月に、第五次地区にお住まいの方に、新町界・新町名案等について説明しました。

開催日時		開催場所	来場者数
平成 27 年 11 月 14 日 (土)	10 時~11 時 30 分	中和田中学校	142名
平成 27 年 11 月 17 日 (火)	19 時~20 時 30 分	泉区役所	36名
平成 27 年 11 月 23 日 (月・祝)	10 時~11 時 30 分	中和田中学校	84名
平成 27 年 11 月 25 日 (水)	19 時~20 時 30 分	泉区役所	19名
計			281名

2 説明内容

- (1) 住居表示制度について
 - ・住居表示を実施する理由
 - ・住居表示によって変更される住所・戸籍・土地の所在の表し方
 - ・住居表示制度による住所の設定方法
- (2) 新町界・新町名案について
 - ・泉区住居表示実施計画の概要
 - 第五次地区の新町名案決定の経緯
 - ・第五次地区の区域案
 - ・第五次地区住居表示実施までの流れ
- (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について
 - ・ 手続に使用する通知書
 - ・手続が不要なものと必要なもの

3 第五次地区実施についての質疑応答

別紙参照(※チラシ配布後の問合せも含みます)

和泉町第五次地区 住居表示実施についての質疑応答

※和泉町第五次地区新町界・町名案の地元説明会のチラシ配布後の問合せも含みます。

	質問要望内容	回答内容
◇実施≀	こ関すること	
	高齢の住民にとって、住居表示実施にか	法令等でご本人からの届出でなければで
	かわる手続は難しい。そのような観点か	きない手続がありますので、お手数ですが
	らも住居表示は実施するべきではない。	ご協力くださいますようお願いします。手
		続の説明会は来年開催します。代理人によ
		る手続が可能な場合もありますので、ご相
		談ください。
	住居表示実施前に新住所のお知らせハ	お知らせハガキが不足する場合は、郵便局
	ガキを 50 枚配るということだが、不足	や区役所で在庫がある限り追加配布する
	した場合はどうすればよいか。	予定です。
	配布される住居番号表示板は、自分で取	住居番号表示板は通行人から見やすい場
	り付けるのか。	所に、ご自身で取り付けていただいていま
		す。
	住居番号表示板は、必ず取り付けなけれ	住所を表示するのに、必ずしもお配りする
	ばならないのか。	町名板・住居番号表示板を使用する必要は
		ありません。ただし、表札やポスト等に表
		記していただくなど、何かしらの方法で掲
		示していただくことになっていますので、
		ご協力をお願いします。

◇手続	◇手続に関すること			
	不動産所有者の住所変更の申請書は、ど	申請書は住居表示実施前にお届けする「住		
	こでもらえるのか。	居表示のしおり」(住居表示制度や手続に		
		関する説明書)に同封して配布します。		
	法人の住所変更手続はどうすればよい	住居表示実施前に、法人を含め送付する住		
	のか。	居表示実施通知書をご利用ください。手続		
		方法は、実施前に配布する手引をご参照く		
		ださい。		
	現在の本籍を、住居表示を機に実施後の	実施前に新住所に合わせた転籍はできま		
	新住所に合わせたい。本籍変更の手続	せんので、実施後に手続を行ってくださ		
	(転籍) は実施前と後ではどちらが良い	٧٠ _°		
	カュ。			
	本籍は和泉町にあるが、住所が和泉町以	運転免許証など、手続が必要になります。		
	外の人は本籍変更の手続が必要になる	住居表示実施後にお送りする、本籍が変更		
	のか。	されたことの証明書(本籍更正通知書)を		
		利用しての手続を行ってください。		
	本籍変更の手続(転籍)の手続は横浜市	法律で本人の届出が必要となっています		
	でやってもらえないのか。	ので、お手数をおかけしますが、ご自身で		
		転籍の手続を行っていただくようお願い		
		します。		
	本籍変更の手続(転籍)を行うと、本籍	転籍の手続には費用がかかりませんが、転		
	変更の手続に費用がかかるのか。	籍したことの証明書の交付が有料となり		
		ます。		

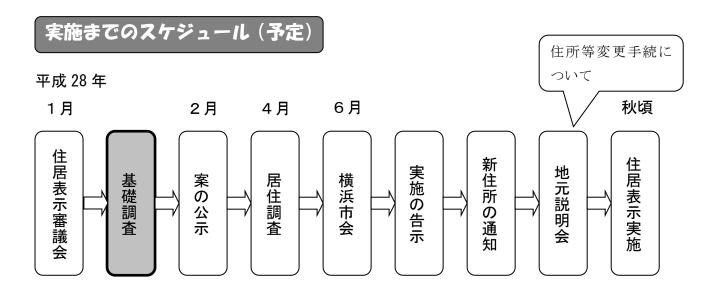
泉区和泉町第五次地区の

住居表示に関係する調査実施のお知らせ

皆様がお住まいの地域は、平成28年秋の住居表示の実施(住所の変更)に向けて、検討を進めてきましたが、第29回泉区和泉町住居表示検討委員会(平成27年9月17日開催)において、新設する町の最終案がまとまりました。

皆様の新住所は、実施日の約1か月前にお送りする「通知書」でお知らせします。新住所の設定にあたり、お住まいの地域で「基礎調査」及び「居住調査」を実施します。

平成 28 年 1 月から、横浜市の委託業者が道路形状等を確認する「基礎調査」を行いますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



調査について

◇基礎調査(平成28年1月~平成28年3月実施)(今回行う調査)

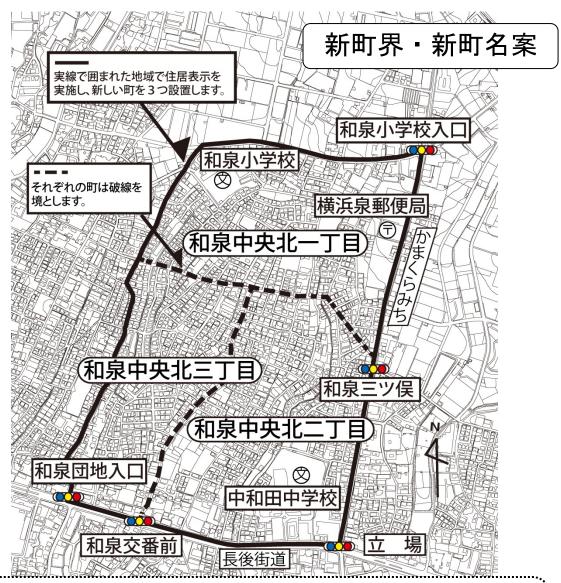
新住所の街区番号(○番)及び住居番号(○号)を設定するために、道路の形状等を調査します。お宅に調査員が訪問することはございません。

◇居住調査(平成 28 年 4 月~平成 28 年秋頃実施)

「通知書」を発行するために、これまでお使いの住所や、お住まいの方のお名前、事業所の有無などを調査します。このため、調査員がお伺いし、お尋ねしますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、詳細は調査開始時に別途ご案内いたします。

裏面もご覧ください



皆様のご住所は、平成28年秋頃に次のとおり変更することを予定しています。

【実施前】 泉区 和泉町 〇〇〇〇番地〇〇 【実施後】 泉区 和泉中央北〇丁目〇〇番〇〇号

◇泉区和泉町住居表示の検討経過等について

皆様がお住まいの地域には、同番地が多い、隣近所で住所が大きく違うなど、住所が混乱している ところがあります。住居表示制度により住所を付け替えると、住所が分かりやすくなります。

和泉町は、平成22年に地域から住居表示実施のご要望をいただきました。そこで、「泉区和泉町住居表示検討委員会」を設置し、お住まいの皆様のご意見をお伺いしながら、新町界・新町名案の検討を順次進めています。

第五次地区の新町界・新町名案の検討に際しては、現地調査やお住まいの方に町名アンケートを実施するなどして、計 11 回の検討を重ねました。また、平成 27 年 11 月に新町界・新町名案に関する地元説明会を開催しました。

今後も、お住まいの皆様には進捗状況等について、チラシ等でご案内をしながら進めていきます。

和泉町の住居表示検討の詳細は、 横浜市ホームページでご覧いた だけます。

横浜市 住居表示

検索

【**問合せ**】(泉区和泉町住居表示検討委員会事務局) 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市市民島窓口サービス課 住民表示

横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当

TEL 045 (671) 2320 FAX 045 (664) 5295 メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

第五次地区の実施までのスケジュールについて

平成 28 年 1 月	横浜市住居表示審議会		
	住居表示の適正な実施を図るために「横浜市住居表示審議会条例」に基づ		
	き設置されている市長の諮問機関で、新町界・新町名案が実施基準を満たし		
	ているか等について審議します。		
1月下旬から	基礎調査		
3月下旬まで	新住所の街区番号及び住居番号を決めるため、横浜市の委託業者が、街区		
	を形成する道路等の調査や家屋の建ち並び状況の調査を行います。		
	なお、基礎調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするた		
	め、平成28年1月中旬に自治会・町内会で回覧します。		
2月	案の公示		
	審議会で案が承認されると、新町界・新町名案を広く事前周知するため、		
	「住居表示に関する法律」第5条の2第1項に基づく公示を行います。2月		
	中旬の横浜市報に、新町界・新町名案を登載する予定です。		
4月下旬から	居住調査開始のお知らせ及び居住調査		
10 月中旬まで	「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委		
	託業者が各戸を訪問し、調査を行います。		
	なお、居住調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするた		
	め、平成27年3月下旬にお知らせのチラシを全戸配付します。		
6月	横浜市会		
	住居表示に関する法律第3条第1項及び地方自治法 260 条第1項に基づ		
	き、新町界・新町名案等を横浜市会に提案します。横浜市会での議決によっ		
	て、新町界・新町名が決定します。		
8月	実施の告示		
	新町界・新町名案、住居表示実施日を告示します。8月の横浜市報に新町		
	界・新町名、住居表示実施日を登載する予定です。		
9月以降	新住所通知・地元説明会開催のお知らせ及び地元説明会		
	住居表示実施日の約1か月前に、新住所を通知します。併せて住居表示実		
	施に伴う住所変更等手続について案内する「住居表示のしおり」や住居番号		
	表示板、新旧住所案内図などを全戸配付します。		
	また、住所変更等手続に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催		
	のお知らせのチラシは、「住居表示のしおり」等と一緒に全戸配付する予定 - 、		
	です。		

10 月以降(予定)

住居表示実施

住居表示実施日以降は、住居表示に関する法律第6条第1項に基づき、新 住所をお使いいただきます。

また、実施日以降に、住民の方々に住所変更等手続をお願いします。

案に対する変更の請求について

公示された案に異議がある場合は、告示後 30 日を経過する日までは、住居表示に関する法 律第5条の2第2項に基づく変更請求を行うことができます。

案に対する変更の請求が提出された場合

住居表示に関する法律第5条の2第6項で、公聴会を開き、意見を聞いた後でなければ議決することができないとされています。新町界・新町名案等の提案は、平成28年6月の横浜市会を予定していますが、変更の請求が提出された場合、8月頃に公聴会を実施するため、横浜市会での議決は平成28年9月以降となります。(実施は議決後3か月程度要します。)

平成 27 年 12 月 14 日

第六次地区 事前現地調査の報告について(報告)

1 調査概要

第六次地区区域案に隣接する市街化調整区域の状況確認

2 実施日時

平成 27 年 10 月 22 日 (木) 15 時 30 分から 16 時 45 分まで

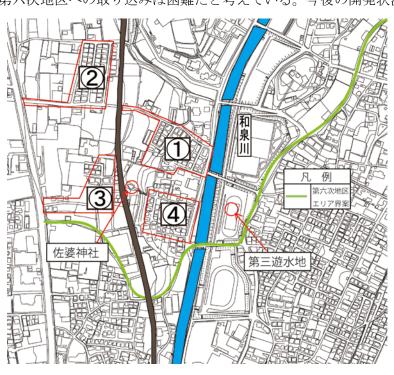
3 調査内容

市街化調整区域について

- (1)調査区域①
 - ・一部宅地開発が集中している地域である
 - ・周りは畑や林が残っている
- (2) 調査区域②
 - ・一部宅地開発が集中している地域である
 - ・周りには畑が残っているが、開発されるには時間がかかる可能性が高い
- (3) 調査区域③
 - ・畑や工場が隣接している地域である
 - ・開発される可能性は低い
- (4) 調査区域④
 - ・宅地がばらばらと点在している地域である
 - 道は整備されていない

4 調査結果

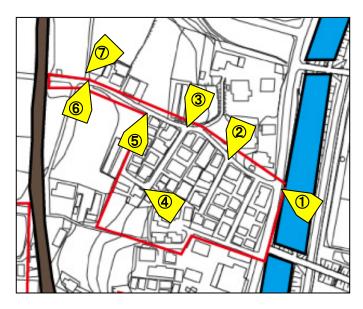
調査区域①~④は一部住宅の開発がされている地域もあるが、周囲には畑や工場があるなど街区形成がされておらず、現段階では第六次地区への取り込みは困難だと考えている。今後の開発状況を引続き注視する。



泉区和泉町第六次地区の現地調査について(写真)

調査区域①





2





⑤



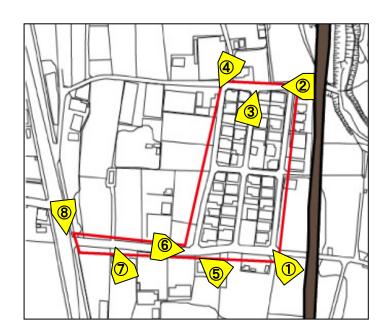






調査区域②

















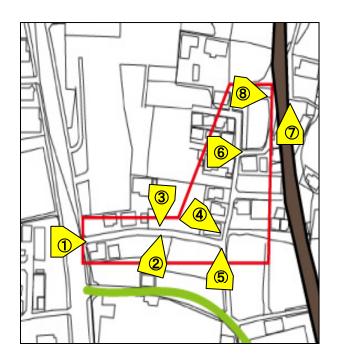




調査区域③

1





2





4



(5)









調査区域④



